

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 8月23日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動機構部温度記録計制御盤の液晶ディスプレイにおいて、表示不良(画面が表示せず)が認められたため、当該液晶ディスプレイを交換。	GⅢ	
2	2号機	原子炉格納容器油ドレンのプロス放射線モニタにおいて、「原子炉格納容器油ドレン出口放射線下限/動作不能」警報の頻発が認められたため、当該プロス放射線モニタを校正。	GⅢ	
3	2号機	復水補給水系再生用水ポンプ(B)ケーシングドレン弁において、シート部漏えい(微量)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	循環水ポンプ点検用門型クレーンにおいて、横行ケーブルベア用レール及びレール受台に腐食が認められたため、当腐食箇所を修理。	GⅢ	